

労働保険年度更新及び社会保険制度説明会開催のご案内

申告書の作成手順・手続き方法等について、以下の日程で説明会を開催します。

日 時	開催時間	会 場
6月12日(木)	9:30~12:00	京都テルサ(テルサホール) 京都市南区東九条下殿田町70番地 なるべく公共交通機関をご利用ください
	13:30~16:00	
6月13日(金)	13:30~16:00	福知山市企業交流プラザ(ホール) 福知山市長田野町3-1-1
6月17日(火)	13:30~16:00	文化パルク城陽(西館2階 ふれあいホール) 城陽市寺田今堀1番地 なるべく公共交通機関をご利用ください
6月18日(水)	13:30~16:00	舞鶴21(大会議室) 舞鶴市喜多1105番地1
6月19日(木)	13:30~16:00	ガレリアかめおか(2階 大広間) 亀岡市余部町宝久保1番地の1

- 参加の際には、同封の「労働保険 年度更新申告書の書き方」パンフレットをご持参ください。
- 説明会では、申告書・届の受理はしませんのでご了承ください。
- 年度更新申告書の案内、書き方については、下記厚生労働省 HP において、動画でも配信しております。ご活用ください。

<労働保険年度更新に係るお知らせ | 厚生労働省>

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html)



電子申請での申告が便利です。

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能です。

⇒初期設定から導入作業までや画面操作方法等の問い合わせ先

e-Gov(電子政府)HP (<https://www.e-gov.go.jp>)

e-Gov(電子政府)利用者サポートデスク

TEL: 050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)



⇒京都局での電子申請体験コーナー

◇日時 平日 10:00~16:00 の事前予約制(下記問い合わせ先まで)

体験コーナーの所要時間は30分~1時間半程度

◇場所 京都労働局3階 労働保険徴収課 問い合わせ先:TEL (075) 241-3213

京都上労働基準監督署 労災課 問い合わせ先:TEL (075) 462-5125

◇内容 電子申請の初期設定から労働保険の成立届や申告書の入力まで、担当職員がマンツーマンで支援を行い、操作や入力を体験いただけます。

⇒電子申請の場合、電子納付か金融機関窓口いずれかの納付を選択いただけます。

※金融機関窓口で改めて申告書を提出いただく必要はありません。

6月2日（月）以降、早めに、期限までのご申告を。

窓口ではお待たせする場合があります、電子申請・郵送でのお手続きが便利です。

労働局

京都労働局 3階労働保険徴収課		開庁時間（8:30～17:15）内にお越しください。 <u>時間帯によって受付会場が異なります</u> ので、庁舎1階案内掲示をご覧ください。
所在地	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 京都労働局 3F ☎ 075-241-3213 *お車での来場はご遠慮ください	
受付期間・会場	6月2日（月）以降、随時（土日祝日を除く）	3階 労働保険徴収課
	6月23日（月）～7月10日（木）	6階 会議室

労働基準監督署

労働基準監督署	所在地	電話番号
京都上 労働基準監督署	京都市中京区西ノ京大炊御門町 19-19 *お車での来場はご遠慮ください	075-462-5125
京都下 労働基準監督署	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 アーバンネット四条烏丸ビル 5階 *駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。	075-254-3198
京都南 労働基準監督署	京都市伏見区奉行前町 6 *お車での来場はご遠慮ください	075-601-8324
福知山 労働基準監督署	福知山市内記 1 丁目 10-29 福知山地方合同庁舎 4 階	0773-22-2181
舞鶴労働基準監督署	舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎 6 階	0773-75-0680
丹後労働基準監督署	京丹後市峰山町杉谷 147-14	0772-62-1214
園部労働基準監督署	南丹市園部町新町 118-13	0771-62-0567

公共職業安定所

●こちらの会場では、混雑緩和のため、申告書の受付（書き方の相談等）のみとなります。保険料の納付については、口座振替制度のご利用や金融機関での納付にご理解・ご協力をお願いします。

受付日	受付時間	受付会場
6月16日（月）	13:00～15:30	ハローワーク 木津 ☎ 0774-73-8609 木津川市木津駅前 1-5 0 木津地方合同庁舎 1 階
6月20日（金）	11:00～14:00	ハローワーク 宮津 ☎ 0772-22-8609 宮津市中ノ丁 2 5 3 4 宮津地方合同庁舎 1 階
6月24日（火）	13:00～15:30	ハローワーク 宇治 ☎ 0774-20-8609 宇治市宇治池森 1 6-4

ご注意ください。こんな時にも申告書の提出は必要です。

廃業している

⇒同封の申告書で、保険関係の廃止手続きが必要です。

「労働保険 年度更新申告書の書き方」記入例「事業を廃止した場合」をご覧ください。

* 令和7年3月31日までに廃業の場合

⇒ 同封の申告書で「事業廃止」の申告を行い、保険料を精算、保険関係を終了します。

申告書に令和6年度確定保険料、事業廃止年月日・廃止理由を記入します。

* 令和7年4月1日以降に廃業の場合

⇒ ①同封の申告書に加えて②現年度廃止のための申告書が必要になります。

※②の申告書は、京都労働局、又は労働基準監督署からお取り寄せください（郵送取り寄せの場合は現年度廃止のための申告書が必要である旨メモ等でお知らせいただくとともに、切手を貼った返信用封筒を送付してください）。

⇒ ①の申告書で令和6年度確定・令和7年度概算保険料を申告します。

⇒ ②の申告書で令和7年4月1日から事業廃止日までの確定保険料、事業廃止年月日・廃止理由等を申告します。

雇用労働者がいない

* 今後、労働者を雇用する予定がない場合

⇒同封の申告書で、「事業廃止」の申告を行い、保険料を精算、保険関係を終了します。記入方法は、「事業を廃業した場合」と同様です。

* 再び労働者を雇用する予定がある場合

⇒同封の申告書で、申告し、保険関係を継続します。

概算額0円での申告はできませんので、賃金支払い見込額を計上し、概算保険料を算出して下さい。

労働保険事務組合に事務委託した

⇒同封の申告書で、保険関係の廃止手続きが必要です。

事務委託すると、新たに労働保険番号が振出されますので、これまでの労働保険番号は使用できません。

記入方法は「事業を廃業した場合」と同様です。

事業場を移転した

⇒同封の申告書で申告が必要です。（京都府内・他府県いずれの移転も）

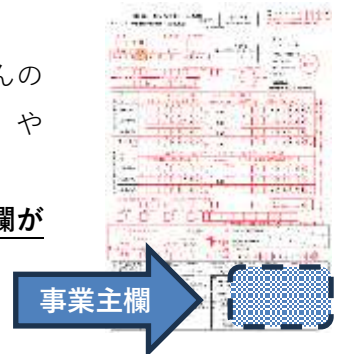
併せて、移転先を管轄する労働基準監督署へ「名称・所在地等変更届」の提出が必要ですので、京都労働局、又は労働基準監督署にお問い合わせください。

郵送で申告される場合は以下の点にご留意ください。

- 事業主控等の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 誤送付防止のため、返信用封筒がない場合は、事業主控え等を返却できませんので、ご了承ください。
- 7月上旬に郵送された場合、返送に数週間要することがあります。提出は、お早めをお願いします。
- 京都労働局あて提出用封筒を同封していますのでご利用ください。(切手を貼付ください。)

金融機関の窓口で申告される場合は以下の点にご留意ください。

- 銀行、信用金庫、郵便局など日本銀行代理店の金融機関にて、保険料を納付される際、申告書と納付書を切り離さずに一緒にお出しになると、申告書を提出することができます。
- 保険料の口座振替を利用されている場合は、金融機関窓口での納付がありませんので、金融機関を経由して申告書を提出いただくことはできません。「電子申請」や「郵送」を是非ご利用ください。
- 金融機関では申告書の内容審査は行われません。毎年、事業主欄等の必須項目欄が記入漏れなど多くみられます。提出前に再度内容チェックをお願いします。
- 電子申請で申告済の場合は、申告書の窓口提出は不要です。



期限を過ぎると利用できなくなります。

- 電子申請での年度更新申告は申請可能期限の7月25日(金)を過ぎると送信できなくなり、紙での申告が必要となります。
- 口座振替申し込みをなされていても、8月上旬以降に京都労働局に到達する申告の場合、口座振替納付ができなくなり、領収済通知書(納付書)の交付を受けて金融機関窓口で納付することが必要となります。

提出前に再度ご確認ください。

- ☒ ㊫ 「事業又は作業の種類」欄は記入されていますか？(業種に変更はありませんか？)
⇒主たる事業内容(業種)に変更があれば、「名称・所在地等変更届」の提出が必要です。
- ☒ 申告書④常時使用労働者数、⑤雇用保険被保険者数は記入されていますか？
＊一括有期事業の場合も必ず常時使用労働者数は記入してください。(元請現場で就労する全ての労働者(下請労働者含む)の1日当たり平均人数を記入してください。)
- ☒ 延納の場合⑰欄の延納回数、充当の場合⑳欄の充当意思コードの数字は記入されていますか？

* 労働保険制度や年度更新手続きなど一般的なご質問は、同封リーフレット記載のコールセンターへお問い合わせ下さい。

* 事務説明会、集合受付などリーフレットの内容に係るご質問は、下記へお願いします。

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

京都労働局総務部 労働保険徴収課(TEL:075-241-3213)